

第 18 回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (浅井委員)
- 委員長) ここでお諮りいたします。

第 28 号議案「芦屋市教育委員会所管の職員の処分について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

また、併せて審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 29 号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員) お月謝としては高くはないのですが、月何回活動されているとか、そのお月謝が何に使われているのかということが明らかだと営利団体ではないということがわかると思うのですが。

生涯学習課長) 4 団体のうち、年 100 円というこの葉っぱリサイクルクラブは問題がないとして、和み座さんは月 500 円ということ

で、第2土曜日に、月1回の活動をされています。こちらの18というのは家族数で書かれていて、お子さんと親御さんで来られたり、また何人かのお子さんを連れてこられたりするのので、18家族と書かれております。

次のシャンティヨーガさんは月2, 500円ですけれども、こちらのほうは月4回ですから1週間に1回活動をされています。主に会費をどういうところに使われているかということにつきましては、会場使用料が1回2, 300円で月に4回で12か月、それと事務費と親睦を兼ねた会議費、あとは講師謝金ということになっておりまして、半分近くが講師謝金ということになっております。講師の方には1回に4, 000円をお渡しされているということで書かれております。

しの笛の会さんは、活動回数としましては第2土曜日ですから月1回活動されています。こちらのほうもやはり使い道としましては講師謝金と会場使用料、あと事務費ということになっております。講師さんに幾らということをはっきり決めていらっしゃるわけではなくて、事務費と会場使用料、会場が原則的には決まっているようですけれども、そこがとれなかった場合は別の場所というようなことで、それらを引いた残りを講師の方にお渡ししているというような形でお届けがございます。

松本委員) はい、ありがとうございます。

委員長) いかがですか。

これは途中で会員がどんどん増えていくことはあり得るわけですね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 議案とはあまり関係ないですが、この団体一覧というか、団体が330あるということですが、こういう団体があるというのは、市民が一般的にどこかで見ることができる形になっているのですか。

生涯学習課長) はい。ホームページで社会教育登録団体ということで検索していただきますとジャンルごとに、団体名と代表者のお名前と活動について、簡単ではありますが、出てくるようにはなっております。

木村委員) それを見て代表者の方に連絡できるような体制になっているのですか。

生涯学習課長) こちらで載せますということを確認して、いいですという許可をいただいた方については載せております。それ以外の方は生涯学習課のほうにお問い合わせいただいて、こちらから代表の方にお伝えして御連絡をしていただくような形にしております。

木村委員) そういう問い合わせというのは割とあるのですか。

生涯学習課長) それほど頻繁ではないのですが、何回かはあります。

木村委員) そうですか、はい、わかりました。

委員長) これのメリットは、要するに会場を借りるときに少し安くなるということですが、これは現実問題として使用するときの競合とかは、どのくらいあるものなのですか。

浅井委員) 大体抽選ですね。

市民センター長) 競合する場合はありますけれども、どちらが優先というような扱いはしておりません。市民センターで優先する場合は市民の方を優先するというのと、あと例えば音楽室で利用したい

という場合、音楽で利用する場合と体操で利用したいという場合があります。そういう場合でしたら、その部屋の目的に合致しているものを優先させるという扱いはさせていただいています。

委員長)　　こういう団体の数というのは、どの程度だとこういう活動を進めていく上でストレスをそれほどためずにできるかなと思いました。やってもやっても会場が借りられないようでは、登録しても意味がないような感じもしますので。

社会教育部長)　　会場ですけれども、市民センターの場合もその時間帯によってですが、稼働率としましては大体40から60という数です。ほかにも社会教育登録をしているということで福祉センターですとか、いろいろなところが借りられることになっておりまして、それは同じく3割が免除となっております。市民センターをという御希望であれば状況に応じて、このお部屋はだめだとしてもこのお部屋だったらどうですかというように、そうした対応もしていると聞いております。絶対にそこでないといけないということでなければ、何とか今は回っていると思います。

委員長)　　そうですか。先ほどでは、第2土曜とか毎週とかという活動が決められている場合は、部屋の確保がかなり問題になりそうな気がしたものですから。そこは何かなっているわけですね。

社会教育部長)　　今は、ほぼ定例的に使われているようですね。

市民センター長)　　市民センターは、比較的大きな施設ですので、この部屋でないとだめだと言われると実際に競合する場合というのはあり

ますが、今言いましたような料理室とか音楽室などの部屋以外でしたら、例えば中のしつらえや、日差しが入らないとかいった好みもあると思いますけれども、借りられないという状況はないと思っています。

委員 長) そうですか。はい、わかりました。

 何かほかにございますか。

浅井委員) 今回のことではないのですが、昨年度に芦屋フットサルクラブの申し出があったところ、登録要件を満たさないということで却下されたと思うのですが、この次のスポーツの推進計画のところと照らして考えてみましたら、そのフットサルのクラブは年会費や月会費が高く、公式リーグに参加していたりとかで、クラブチームとしての要素が強いのではないかということで、それでは、この社会教育の団体とは違うけれども、例えばほかのスポーツの助成であったり、アスリートの育成などのそういう方面で市として何がしかの支援ができるというようなことをこの団体にお知らせしたりといったことはあったのかなと、ふと思ったのですけれども。

社会教育部長) 昨年の状況は存じ上げない部分はあるのですがけれども、要件を満たさないといったときは多分独立してできる活動、社会教育としてではなく、もう純然たるスポーツクラブとして独立採算できる団体、もしくはその営利を目的としているというような要件だったのではないかと思います。そうなりますと、もともと市から助成するということは余り考えられませんので、例えばそれが体育協会に加入できるとか、そういうことになってきますとまた別の観点での活動ということがあるかとは思

ますけれども、いろいろなクラブがございますが、そういうところの助成を受けなくても十分自分たちがたくさん高い会費をとって自分たちでやっていくんだというクラブはあります。そういう要件で、もし却下したということであれば、それはもうあえて市から助成するという考えはないと思っております。

浅井委員) そうなのですか。例えば団体事業の助成や、スポーツの推進の施策ということにおいてですけれども、そういうことはされないのですか。

社会教育部長) その団体というのは、広く市民に普及させてアマチュアでみんなで助け合ってやっていこうという自主のクラブということでしたらそうなりますけれども、それで登録の要件に合わなかったということがたくさん会費の徴収が要因とすれば、例えば大きなスポーツクラブがたくさんあると思いますが、ああいうようなものに当然なっているものについては、市としては助成するという考えはありません。要件によっては、そういうものについてまでは助成はしないと思います。フットサル自身がどうだったかということは今、手元に資料がありませんので、わかりかねますが。

浅井委員) そうすることでスポーツの団体が社会教育の団体としては違うけれども、また別のところで市として応援できるような、そういう要素があるのであれば、そういう連携が行われると一番いいのではないかと思ったものですからお尋ねしてみました。

委員長) たしかあのときはユニフォームを全部つくってというような、かなり閉じたグループだったような感じでしたね。

浅井委員) 時間帯が9時からで随分夜遅くだったりするので、子ども

は加入ができないというようなこともあったと思うのですけれども、その辺で登録は認められていないのですね。

生涯学習課長) はい。

浅井委員) わかりました。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第30号議案「芦屋市スポーツ推進実施計画の策定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは一度ここで議論していただいて、その議論で指摘されたことについての対応をしていただいたということですが、さらに何か足りないことがありますでしょうか。

はい、どうぞ。

浅井委員) この対応が載っていますプリントの4ページですけれども、推進本部会からのあしやスポーツ文化のことで、用語解説のほうは修正されているのですが、34ページのところの3節ですね、ここがそのままのとおりになっていると思うのですが。

社会教育部長) こちらの34ページの最上のところに「答申」と書いてご

ざいまして、これは審議会のほうからいただいた答申のダイジェスト版をここにそのまま掲載させていただいております。市の計画の方は、行政としてどうしていくのかということをもう少し含めて、1ページの計画策定の趣旨、2番、3番のところですが、目標として「あしやスポーツ文化をつくる」と言っておりますので、この「あしやスポーツ文化をつくる」という意味で用語の解説だけではなく、意味も含めて記載すべきではないかという意見を本部会のほうでいただきました。ですので、そこのところをもう少し含めて芦屋として、行政としてどう考えるのかということ、用語解説のほうに入れさせていただきました。

委員長) ほかに何かございますか。

松本委員) また細かいことになるのですが、2ページの6の計画の位置づけですけれども、ここだけ枠の中に入って片一方の括弧になっていて、これは何か特別な意味があるのでしょうか。ここは、1、2、3と片括弧の注の番号がついているので、勘違いして下を見る人があるのではと思いました。そろえるのでしたら1、(1)(2)のようにしたほうが全体の整合性がとれると思います。枠は強調してあるのか、それはいいと思ったのですけれども、両括弧のほうが見て誤解はないかと思いました。

社会教育部長) こちらの計画の位置づけの6と7につきましては、第7章のところにあつたのですが、本部会のほうで計画の位置づけなどは、計画の構成の方へ移したほうがいいのではないかということでした。第7章でこういう書き方でしたので、移したときにその章と合わせた修正が行えていませんでした。印刷を行う

ときにそれも改めようと思っております。

松本委員) はい、わかりました。

43ページの用語解説ですけれども、2番のスポーツ文化、これは定義というのではなく、用語解説だからいいのかなとは思ったのですが、スポーツ文化を説明した中に、「スポーツ文化として認知されるようになった」というのが、ここはスポーツをとって「一人ひとりが楽しむことができる文化として認知されるようになった」がいいのかなと思います。

それから、10番のタスクフォースのところ「文部科学省が」としないと文が少しねじれるような感じになるのかなと思ったのですが。「検討を進めた会議の名称」というところで終わろうとすると。

社会教育部長) そうですね。

松本委員) 以上です。

委員長) はい、ありがとうございました。

松本委員) もう一点、13ページの課題と対応というところで、所管課等というのは、先にあるものなのですか。課題があって所管課が右側に書いてあるほうが見やすいかと思ったのですが。

社会教育部長) どこになければいけないということは別に決まっていないので、そのときの書きぶりでこう考えたものでございます。御意見を参考にさせていただいて再考させていただきます。

木村委員) いいですか。43ページの用語解説のところで、4)のスポーツクラブ21の解説が載っていますが、この4の文章が少しわかりにくいですね。どうしてわかりにくいかというと、「芦屋市では」云々、2行目、「地域活動に積極的に貢献して

きたが」というのは、これはコミスクのことを書いていて、そのあと「平成12年度から」云々と書いている、これはスポーツクラブのことですね。そのことを書いて「実施した」と。それで、「本市では」と、また「既に各地域でコミスク活動が定着したことから」と書いていて、コミスクの話とスポーツクラブの話が交互に入っているのです、見てわかりにくいのです。こう書くのであれば、最初に2行目の「平成12年度から兵庫県が豊かなスポーツライフを実現し」というのを最初に冒頭に持ってきて、その文、「事業を実施した」まで、これを冒頭に持ってきて、「本市では」又は「芦屋市では」として、一番最初の「昭和52年に地域コミュニティーの核として」というコミスクの話とをここで展開をして、これが定着していたことからスポーツクラブ21をとする。

社会教育部長)

コミスクはコミスクでまとめてということですね。

木村委員)

わかりやすい文章にさせていただいたほうがいいと思います。

社会教育部長)

はい、そうですね。ありがとうございます。

委員長)

ありがとうございました。できるだけわかりやすくということをお願いします。

ほかにいかがですか。

またもう一度見直していただいて、最終的なチェックをしていただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

幾つか直していただくという前提でいただいたということで
すね。

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第30号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

社会教育部長） 済みません。少し、いいですか。

委員長） はい。

社会教育部長） 今、たくさん御指摘いただいているのですが、そのほか、もう一度見直したときに、てにをは等がまた出てくる可能性もございいますので、そういうところは事務局のほうで修正させていただきますということでよろしいでしょうか。

委員長） はい、よろしくお願いします。

社会教育部長） ありがとうございました。

委員長） それでは、日程第5の審議に入ります。

報告第15号「平成26年度『春の公民館講座』等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公民館長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員） もう一度、カレッジ聴講生とカレッジ大学院は大きくどこが違うのかを教えてください。

委員長） はい、お願いします。

公民館長） カレッジ聴講生もカレッジ大学院も芦屋川カレッジ卒業生に入学資格があるというところは同じですけれども、カリキュラムによって芦屋川カレッジの選択コースを受講したいと思われる方は聴講生を申し込みされるでしょうし、芦屋川カレッジ

の大学院のプログラムがいいと思われる方はそちらのほうに入学の申し込みがあるということです。カレッジ聴講生につきましては水曜日、大学院については月曜日に聴講していただく形になりますので、両方受けていただいているという方もいらっしゃいます。

委員長) はい、どうぞ。

浅井委員) それはそういうふうに呼び方をやはり分けたほうがいいのですか。

公民館長) 芦屋川カレッジのことを申し上げますと、同じカリキュラムを全員の方が受けるという考え方もできると思います。選択コースなしということで。ただ、カレッジのカリキュラムに幅を持たせようというような考えがありまして、カレッジの資料にありますとおり午前中は必修コース、午後は選択コースというのを設けました。今回の場合でしたら選択コースは、関西文化コースと世界探訪コースを設定させていただいております。それぞれ部屋がありまして、同じ部屋ではなくて2つの班に分かれますもので、分かると人数が55名ぐらいになります。55名で受けていただくというのも1つの考えですけれども、せっかく講師をお呼びしていますので、聴講生という形で受けたいという声にこたえさせていただいて、聴講生というのを50名募集しているということです。

生涯学習課長) 私は以前におりましたので少し補足させていただきますと、芦屋川カレッジ聴講生というのは、先ほど高田センター長が申し上げましたように、どちらもカレッジの卒業生が受けるという意味では同じです。ただ、聴講生というのは現在のカレッジ、

つまり本科のほうですね、芦屋川カレッジの授業を一緒に受けます。カレッジ生は、専科というのが2つあって、どちらかしか選べないのです。それで、今、申しあげましたように人数が分かりますので、100名の部屋でまだ入れますし、実際に卒業された方は2つのうちどちらかを受けられているのですが、もう一つのほうも勉強したかったなということがあるので、それでしたら今年するのと一緒に希望すれば受けられるというのが聴講生になります。このカレッジの大学院はカレッジを卒業された方だけでして、自分たちが勉強したいことをもう少し詳しく学びたいということで生まれたものなので、若干意味合いが違うというところがあります。

浅井委員) 聴講生の場合は、ゆとりがあるのでそこを有効利用しているという意味があるわけですね。

生涯学習課長) そうですね。

浅井委員) ありがとうございます。

木村委員) 芦屋川カレッジのやっている講義項目というのは大体毎年同じような形でやっているのですか。それとも毎年いろいろなバリエーションがあって、毎年違うような形でやっているのですか。

公民館長) 毎年同じではないです。少しずつ変えています。見比べると同じ講師の方が来られているというところはあるのですが、少しずつ変えていっているものです。ですから、今長岡が説明しましたように、今年はこのコースを私は学んだけれども、別の講師の分も聴きたかったということでしたら、一旦卒業されてから聴講生に入っていて、また聴いていただくという

ような形になろうかと思えます。

木村委員) 大学院も同じように少しずつ変わっているのですか。

公民館長) 大学院につきましては、割と大きく変えているところでありまして、今年については「兵庫の偉人伝」というのがテーマでした。来年につきましては「日本と世界の巡礼路」ですから、割と変えていると思えます。大学院につきましては、芦屋川カレッジの卒業生が入学しますので、今年と同じことを来年もすると受けないと言いますか、それは去年聞いたということになりますので。

木村委員) 毎年入ってもいいのですか。

公民館長) 一旦卒業されたら毎年入れます。

木村委員) そうですか。

公民館長) 変えないと飽きられると言いますか、そういうことでございます。

木村委員) わかりました。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、報告第16号「芦屋市民会館条例施行規則及び芦屋市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

前にあったのと同じようなことですね。これは全部タイムズさんが入っている分ですよ。いかがでしょうか。問題はないですね。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<報告第16号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

委員長) ただ今から秘密会で審議いたしますので、教育委員及び管理部以外の方は退席願います。

<審議非公開>

<第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

委員長) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<審議公開>

委員長) 日程第6 閉会宣言